

製品プラスチック、モデル地区収集の結果について

1 概要

これまでプラスチック製容器包装はリサイクル（再商品化）が進められてきましたが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、燃えるごみ等として収集、処分されています。

同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装は資源物等として収集され、プラスチック使用製品は可燃物等として収集されるというわかりにくい状況にあったため、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が令和4年4月1日から施行されました。

これに伴い、白井市が構成市となっている印西地区環境整備事業組合においても令和7年10月からプラスチック使用製品も資源ごみとして収集する予定としており、これに先立ち、白井市の一部の地域でモデル地区収集を実施しました。

2 実施期間

令和6年6月25日～令和6年7月29日

3 実施場所

プリスタレジデンス

4 実施結果

別紙資料2-2のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年4月～9月 印西地区環境整備事業組合によるチラシ全戸配布
（2回を予定）

市による広報誌、市HPでの段階的な周知

令和7年9月中 市によるごみ分別パンフレットの全戸配布

令和7年10月～ 資源ごみとしてプラスチック使用製品の収集開始